

埼玉県公安委員会告示第228号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年12月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社臼田

桶川市西二丁目10番15号

臼田 和弘

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

ファインモータースクール大宮

3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

さいたま市大宮区堀の内町二丁目322番地の3

4 運転免許取得者等教育の課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

5 運転免許取得者等教育の課程の名称

高齢者講習同等課程

6 認定を行った年月日

令和5年11月24日